

～誰もが安心して働ける信州のために～

化学物質における労働災害防止のための 新たな規制（概要）

本資料は、改正の趣旨・概略を掴んでいただくために作成しました。
改正の詳細については、法令や厚生労働省の通知・資料をご確認ください。

厚生労働省HP「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html



長野労働局HP「化学物質対策」
https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/kagakubusshitsu-taisaku.html

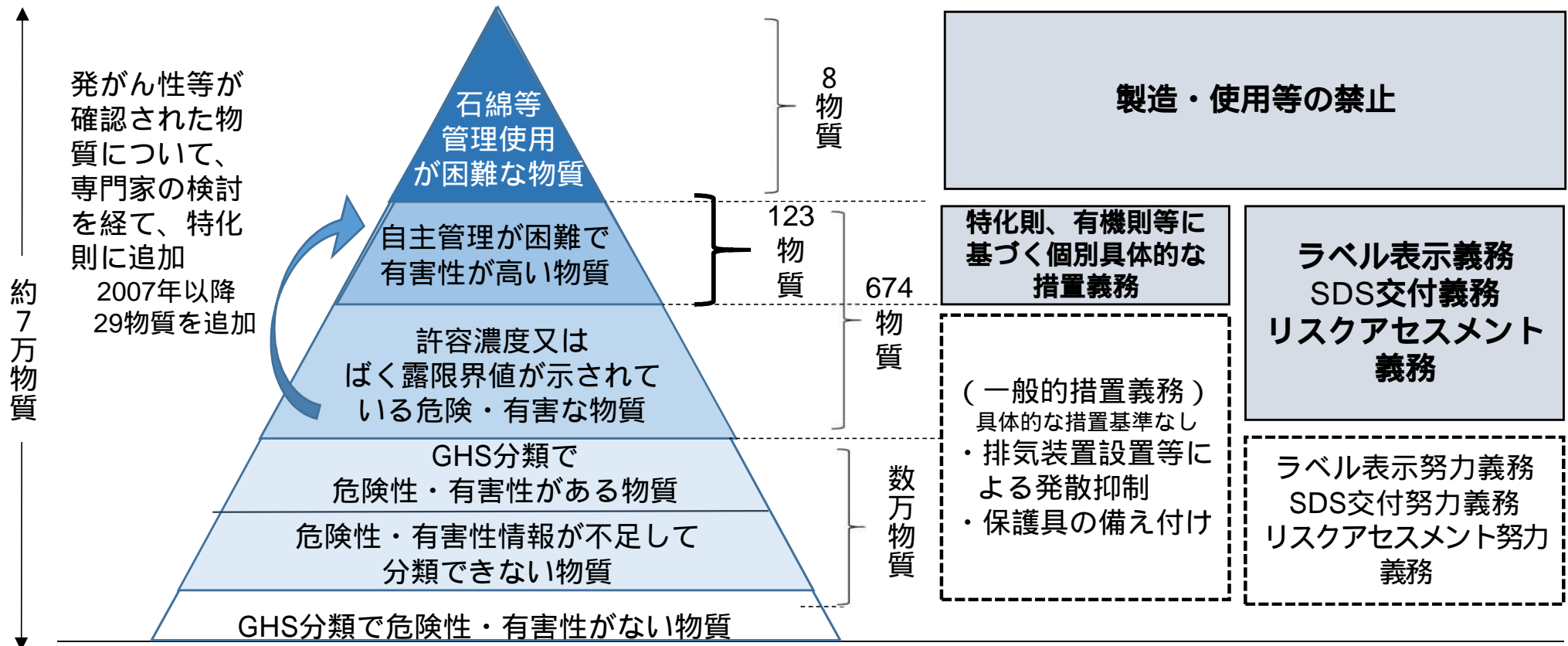


改正の趣旨等

(厚生労働省資料を長野労働局が再構成)

化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割。

特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生。



新たな化学物質規制について（骨子）

訂正履歴：措置義務化の時期を「2023, 24年4月」修正 (R5.3)

概していうと、

リスクアセスメントの義務化（2016年6月）に続き、
リスクアセスメント結果に基づく措置が義務化（2023, 24年4月）

今回措置が義務化されたのは、主として健康障害防止の観点。危険（爆発・火災）の防止措置については、労働安全衛生規則第二編第四章（爆発、火災等の防止）において既に一定の措置が義務付けられている。

アセスメント（英語：assessment）は、評価、査定などと訳される。

要は

危ないかどうか調べて、
その結果、危なければ対策をしてください

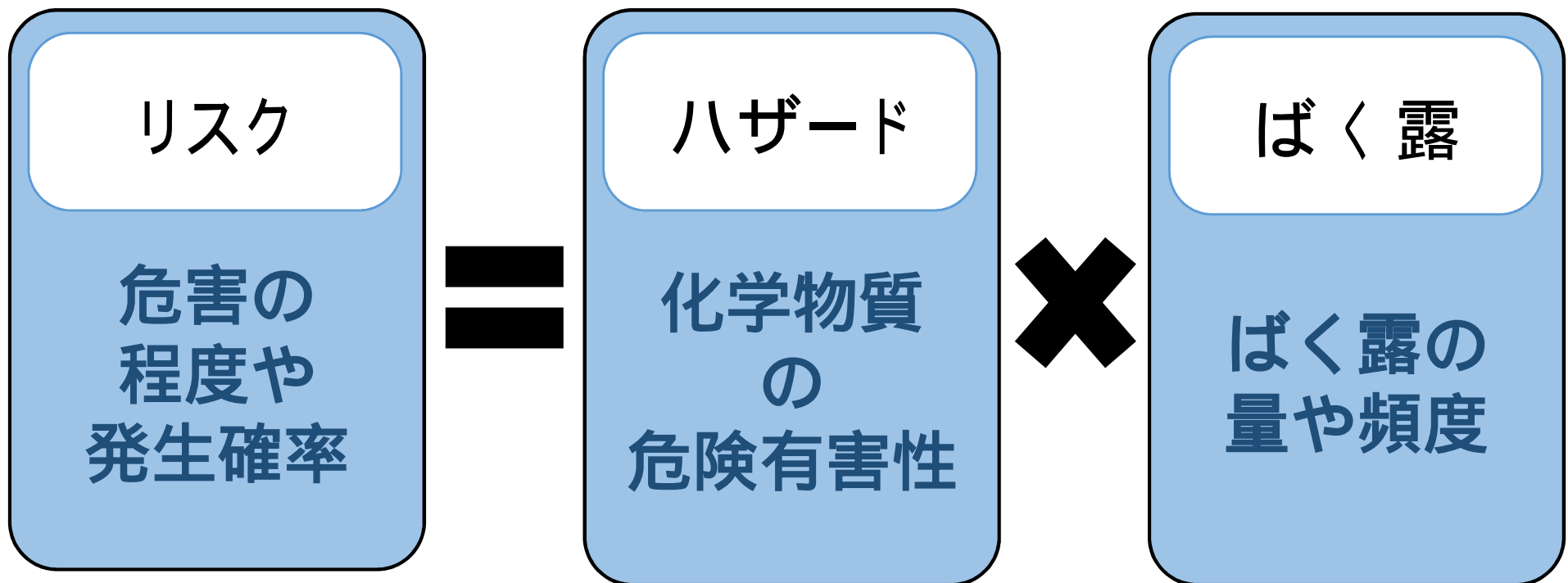
ということ。

なぜ事業者ごとにアセスメントする必要があるのか？

「毒性学の父」パラケルスス

「全ての物質は毒であり、毒でないものは存在しない。毒であるかどうかは**摂取量**で決まる。」

(厚生労働省パンフレット「働く人の健康と安全を守るため化学物質管理を進めましょう」(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/shokuhinmuke.pdf>)より)



なぜ事業者ごとにアセスメントする必要があるのか？

作業様態は多種多様。リスクは作業によって異なる。

法令で事細かに規定するのではなく、自律的な管理で対応。国際的な流れでもある。

【参考】労働安全衛生の用語

負傷	疾病
(怪我)	(病気)
危険	健康障害
危険性	有害性
危険物	有害物
安全	衛生
安全	健康

化学物質による危害は・・・

化学物質による危険（安全）

爆発や火災による負傷

共通的措施は
こちらを対象
（SDS等）

化学物質による健康障害（労働衛生）

中毒、疾病、化学熱傷 など

こちらを中心に
自律的管理へ

化学物質のばく露経路とその防止措置（例）

【定常時】

吸い込む
(経気道(吸入ともいう))



空気環境の改善
呼吸用保護具

皮膚に付着
(経皮、皮膚障害)



飛散・接触防止
保護衣や保護手袋

眼に入る



飛散・接触防止
保護眼鏡

食べる・飲む
(経口(飲み込み))

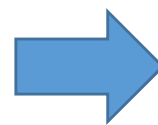


作業場での飲食喫煙禁止
容器等への表示

有害性の低い物質への代替
適切な作業方法

【緊急時・異常時】

設備破損や誤った動作による
大量漏洩による急性中毒



設備の腐食防止
設備の操作ミス防止

新たな化学物質規制について（概略）

（厚生労働省資料や労働安全衛生総合研究所資料を参考に長野労働局が作成）

「自律的な化学物質管理」を導入とは・・・

強化

危険有害性の確認された物質

ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント実施義務

ばく露濃度をなるべく低くする措置の実施（うち国がばく露濃度基準を設定した物質は、屋内作業場で当該基準以下にする）

医師・歯科医師による健康診断の実施

柔軟化

特別規制の取扱い

特別規制の適用除外（化学物質管理の水準が一定以上の事業場：都道府県労働局長認定）

特化則、有機則、鉛則、粉じん則

特殊健康診断の実施頻度の緩和（6月1回 1年1回：ばく露の程度が低い場合 / 労働者ごとに判断）

特化則、有機則、鉛則、四アルキル鉛則

（厚生労働省資料や労働安全衛生総合研究所資料をもとに長野労働局が作成）

令和4年5月31日、令和5年4月1日
又は令和6年4月1日施行
対象物質拡大はR6.4.1以降も順次実施

1 化学物質管理体制の見直し

GHS分類で危険有害性の確認された全ての物質に義務づけ

R4.2公布/R6.4施行236物質

R4年度公布見込 約700物質、R5年度公布見込 約850物質

以降 毎年度50-100物質公布を計画

それぞれ施行まで数年を想定

(1)ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント実施義務（対象物質拡大）

(2)ばく露濃度をなるべく低くする措置の実施（うち国がばく露濃度基準を設定した物質は、屋内作業場で当該基準以下とする）

詳細未定（R4.5.31基発0531第9号「別に定める事項に留意」）

濃度基準対象物質についても現在検討中（順次対象としていく見込み）。

(3)医師・歯科医師による健康診断の実施

（RA結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師・歯科医師が必要と認める項目について健診を実施）

詳細未定（R4.5.31基発0531第9号「別に示すところに留意」）

（厚生労働省資料をもとに長野労働局が作成）

皮膚や眼への接触防止のための保護具使用（皮膚や眼への刺激性・腐食性、皮膚吸収による健康影響がある物質）

従前から保護具の備付けの義務があるが、使用の義務等を新たに課すもの

義務の対象となる『「皮膚等障害化学物質等」には、国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているもの及び別途示すものが含まれる』（R4.5.31基発0531第9号（p.31）第4の8の（2））。当該「別途示す」は未定。努力義務対象にならないものも同通知に記載。

労働者からの意見聴取と記録作成

記録の保存は3年間（がん原性物質（令和4年厚生労働省告示第371号）は30年間）

「がん原性物質」の一覧は本省HPに掲載。「ヒトに対する発がん性が知られている又はおそらく発がん性がある物質について、その情報の確からしさの観点から、発がん性区分1に該当する物質をがん原性物質とした」（令和4年12月26日付け基発1226第4号）

その他（衛生委員会での調査審議、複数労働者の同種がん罹患時の医師からの意見聴取、RA結果の記録・保存 等）

（厚生労働省資料をもとに長野労働局が作成）

2 自律的管理のための実施体制の確立

化学物質管理者の選任義務

（選任対象者要件の関係規定）

- ・労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習（令和4年厚生労働省告示第276号）
- ・労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について（令和4年9月7日付け基発0907第1号）

保護具着用管理責任者の選任義務

（選任対象者要件の関係規定）

- ・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和4年5月31日付け基発0531第9号）
- ・保護具着用管理責任者に対する教育の実施について（令和4年12月26日付け基安化発1226第1号）

職長等教育の対象業種の拡大（製造業の一部業種を追加）

安全衛生教育の一部項目省略規定の廃止

2 と は化学物質対策の観点での検討を契機に改正されたが、教育内容は安全衛生全般にわたるもの。

（厚生労働省資料をもとに長野労働局が作成）

3 危険有害性情報の伝達強化

SDSにおける通知内容（(1) 相手方承諾なくQRコード等可、(2) 人体に及ぼす作用の定期確認・更新 等）

事業場内容器・包装での名称等明示の義務化（ラベル又は掲示等）

「本規定は、対象物を保管することを目的として容器に入れ、又は包装し、保管する場合に適用されるものであり、保管を行う者と保管された対象物を取り扱う者が異なる場合の危険有害性の情報伝達が主たる目的であるため、対象物の取扱い作業中に一時的に小分けした際の容器や、作業場所に運ぶために移し替えた容器にまで適用されるものではない」（R4.5.31基発0531第9号）。

明示必須事項は、これまで指針で求めていた「名称」に加え、「人体に及ぼす作用」も対象

化学設備の改造等の外注の際の情報伝達対象物質拡大（危険有害性の確認された全ての物質へ）

（厚生労働省資料をもとに長野労働局が作成）

4 その他

特別規制の適用除外に係る都道府県労働局長認定（化学物質管理の水準が一定以上の事業場）

保護具の使用と特殊健診は対象外

特化則、有機則、鉛則、粉じん則

（関係規定）

- ・有機溶剤中毒予防規則等に基づく化学物質の管理が一定の水準にある場合の適用除外の認定制度の運用について（令和5年1月30日付け基安発0130第1号）

特殊健康診断の実施頻度の緩和（6月1回 1年1回：ばく露の程度が低い場合 / 労働者ごとに判断）

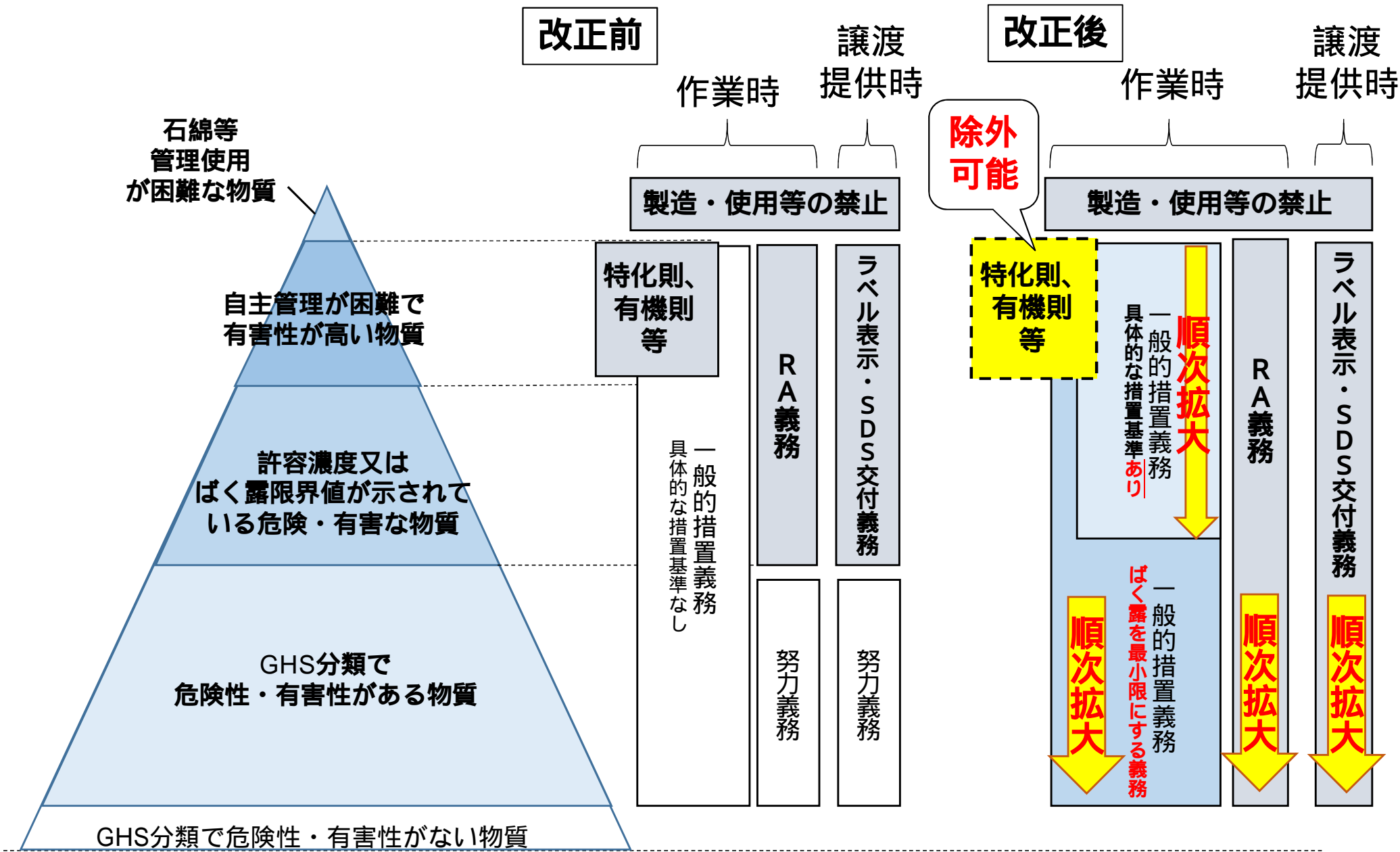
特化則、有機則、鉛則、四アルキル鉛則

作業環境測定結果が第3管理区分から改善できない作業場は作業環境管理専門家からの意見聴取等（特化則、有機則、鉛則、粉じん則）

（測定方法の関係規定）

- ・「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等」（令和4年厚生労働省告示第341号）
- ・第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等に関する告示の施行等について（令和4年11月30日付け基発1130第1号）

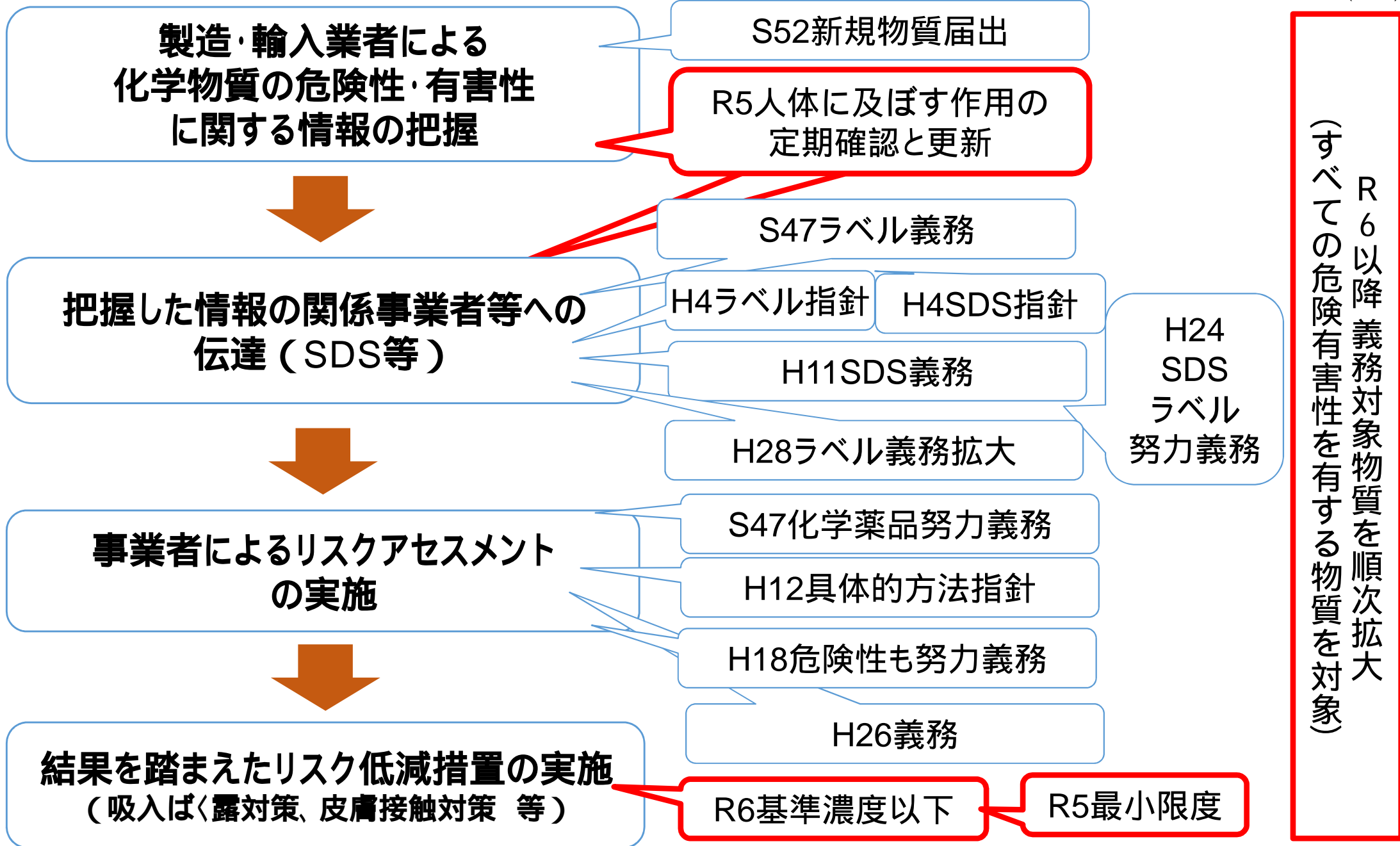
改正事項の位置づけ (概略)



厚生労働省資料を長野労働局が改変。本図はイメージ図であり、細部にわたって規制の内容を正確に示しているものではない。
わかりやすくする観点から厚生労働省資料の用語と定義は一部異なる

改正事項の位置づけ (情報伝達フロー段階別)

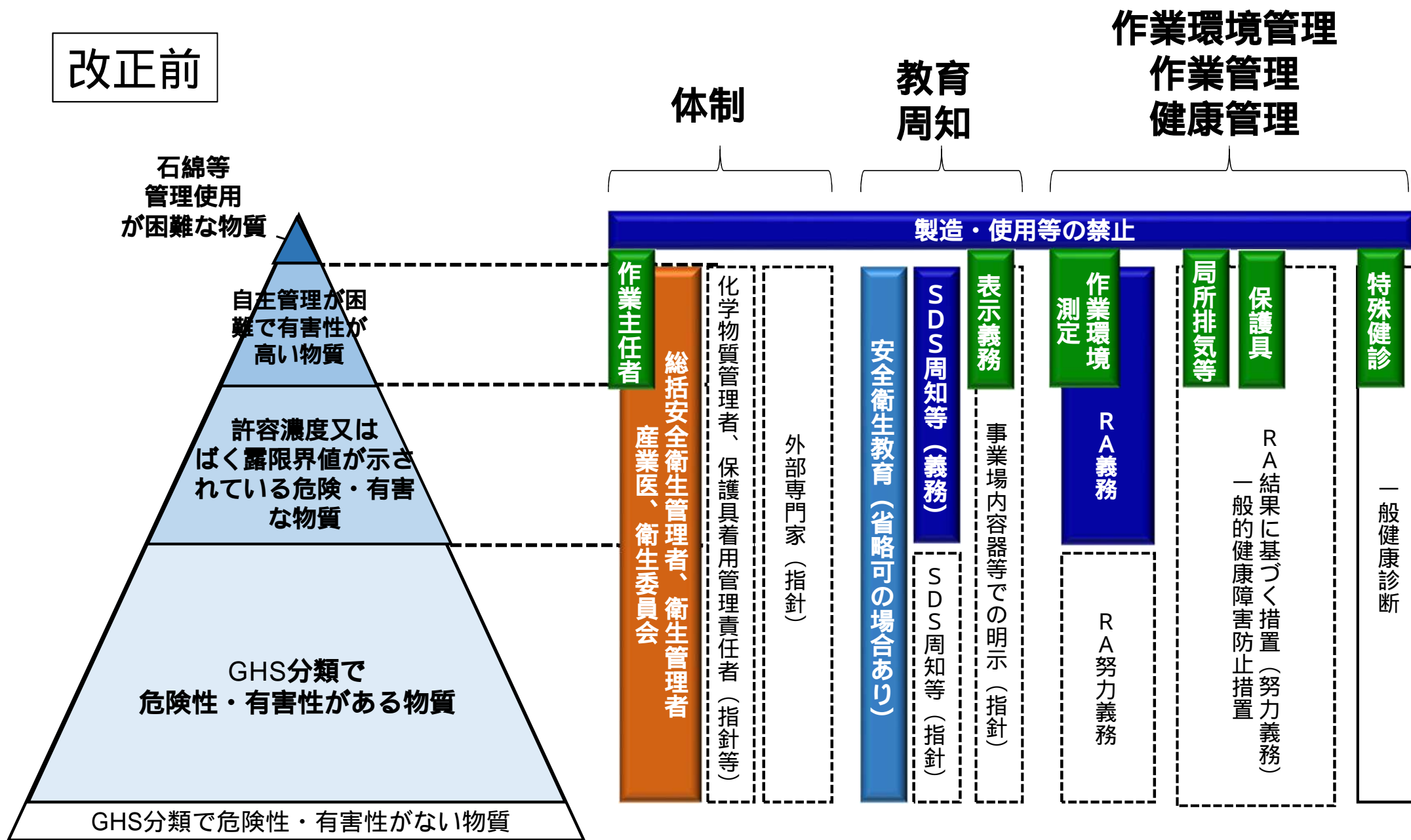
訂正履歴: 「R5最小限度」等に修正 (R5.3)



改正事項の位置づけ (5 管理等別)

注：周知は一般的に作業管理の一環に位置づけられるが別に分けて記載した

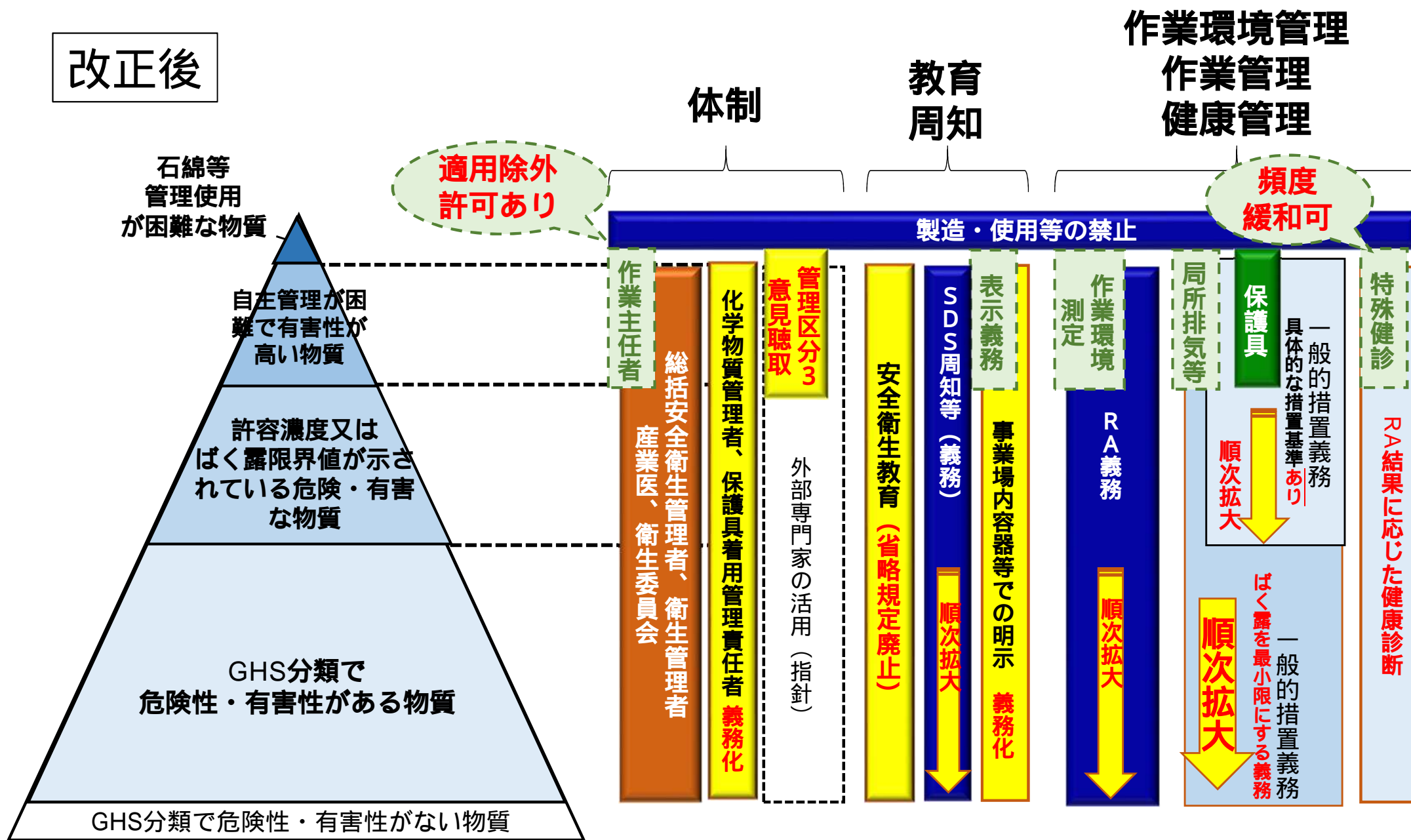
改正前



改正事項の位置づけ (5 管理等別)

注：周知は一般的に作業管理の一環に位置づけられるが別に分けて記載した

改正後



改正事項の位置づけ (事業場内周知)

作業管理など労働衛生の三管理を的確に行うための、危険有害性情報 (know why) と化学物質の取扱方法 (know how) の周知等も強化
 (化学物質の危険有害性は眼で直接知覚できない)

